



平成 18 年 5 月 30 日

各 位

上 場 会 社 名	ニッシン債権回収株式会社
代 表 者	代表取締役社長 天 野 量 公 (東証マザーズ コード番号: 8426)
問 合 せ 先	経営企画部長 山 口 達 也
電 話 番 号	(東京) 0 3 - 5 3 2 6 - 3 9 7 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 30 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」について平成 18 年 6 月 23 日開催予定の当社第 5 期定時株主総会に、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

会社法(平成 17 年法律第 86 号)、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」といいます。)及び法務省令が平成 18 年 5 月 1 日に施行され、株式会社の定款が当該法令に基づき作成されることに伴い、所要の変更を行うものであります。

- (1)整備法において、定款に定めがあるものとみなされた事項について、変更案第 4 条(機関)第 7 条(株券の発行)第 8 条第 1 項(株主名簿管理人)のとおり明記するものであります。
- (2)会社法及び法務省令により、定款に定めることによって、株主総会の招集に際しインターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示する場合は、株主の皆様へ提供したものとみなすことが可能になりましたので、株主の皆様の利便性を高めること及び招集の費用を削減することを目的として、変更案第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (3)会社法第 370 条により、取締役会における決議の省略が認められたことに伴い、取締役会決議を必要に応じて機動的に行うことが可能となるように、変更案第 22 条(取締役会の決議方法)第 2 項を新設するものであります。
- (4)補欠監査役の選任決議の有効期間を、原則として 4 年とするため、変更案第 28 条(補欠監査役の予選の効力)のとおり定めるものであります。
- (5)会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう変更案第 35 条(監査役の責任免除)第 2 項を新設するものであります。
- (6)会社法第 459 条第 1 項により、定款に定めることによって剰余金の配当等についての権限を取締役に付与することが可能になりましたので、機動的な資本政策を行えるように、変更案第 39 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。また、これに合わせて、現行の第 37 条(中間配当)を削除しております。

(7)毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当及び毎年9月30日を基準日とする剰余金の配当の基準日を定めると共に、それ以外の日を基準日とする剰余金の配当が可能であることを変更案第40条(剰余金の配当の基準日)に定めるものであります。

(8)その他会社法の文言に合わせると共に、条文の新設に伴う必要な条数の繰下げ、条文の追加、削除その他の修正及び字句の変更等の整備を行うものであります。

なお、変更案第25条及び第35条は、現行の第23条及び第34条を含めて規定する趣旨であり、変更案第25条については、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

## 2. 修正の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、ニッシン債権回収株式会社と称し、英文では、NISSIN SERVICER CO., LTD.と表示する。	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 債権管理回収業 2. 債権管理回収業に関する特別措置法第12条第1号に定める特定金銭債権の管理または回収業務 3. 不動産の売買、交換若しくは賃貸又はその代理若しくは媒介業 4. 古物の売買及び仲介業 5. 集金代行業務 6. 債権管理事務、財務書類の調査及び会計事務の事務代行業 7. 金銭の貸付、投資、各種債権の売買、債務の保証、引受、その他金融業務 8. 貸金業の仲介業務 9. 債務者に関する調査業務 10. 不動産、債権その他の資産の適正評価に関する業務 11. 住宅地・工業用地等の開発・造成及び販売 12. 不動産に関するコンサルティング業務 13. 企業の合併、提携、営業権の譲渡の調査、企画及びそれらの斡旋仲介業務及びそのコンサルティング 14. 資産の売買、管理及び運営に関するコンサルティング 15. 債権管理に関するコンサルティング業務 16. 有価証券、抵当証券、信託受益権の保有、運用管理、売買 17. 資産流動化又は資産運用等ストラクチャード・ファイナンスの目的となった不動産その他の資産並びにその管理及び処分により生ずる資産のアセット・マネジメント業務及びプロパティ・マネジメント業務 18. 資産流動化又は資産運用等ストラクチャード・ファイナンスを組成する特別目的会社等の事業体又はこれに係る事業体に係る次の業務	(目的) 第2条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1)ストラクチャード・ファイナンスの契約又は法律に基づき行なうべき上記事業体の資産の処分又は管理等一切の業務の管理及び執行の受託</p> <p>(2)ストラクチャード・ファイナンスの契約に基づく、上記事業体の企業管理又は経営の受託</p> <p>(3)上記事業体に対する貸金業</p> <p>19. 前各号に付帯する一切の業務</p>	
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(機関)</p>
	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p>
<p>(公示の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、3,200,000株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、3,200,000株とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第6条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>— 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
<p>(招集)</p> <p>第 9 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるとき随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 10 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 11 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した<u>株主の議決過半数</u>で行なう。 <u>商法343条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 12 条 株主は、当会社の議決権を有する他の<u>株主</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。  株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 13 条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 14 条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 15 条 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決過半数</u>で行なう。  取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(招集)</p> <p>第 10 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 11 条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 13 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>で行なう。 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の<u>株主 1 名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 17 条 (現行どおり) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</u>で行なう。  (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>— <u>増員又は補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第17条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第18条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。<u>ただ緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。 (新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第21条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第22条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(第24条から移動)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 (現行どおり)  (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。<u>ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>— <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第25条 当会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第26条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>— <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <p>— <u>監査役および補欠者の選任決議は、株主総会の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>— <u>補欠者の選任の効果は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>— <u>補欠者は法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第27条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第28条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第30条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行なう。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第31条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役規則による。</u></p>	<p>(第24条へ移動)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>— <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第28条 <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第33条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第36条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行なうことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第38条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払いの利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>— 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任)</p> <p>第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>— 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>— 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>— 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。前項の金銭については、利息をつけない。</p>